

# 新潟県自然共生関係補助金交付要綱

# 新潟県自然共生関係補助金交付要綱

## （趣 旨）

第1 知事は、自然環境の保全及び鳥獣の保護管理等を図るため、市町村又は知事が適當と認めるものが行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （交付基準）

第2 この補助金は、別表の基準により交付するものとする。

## （交付の条件）

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業を行うため締結する契約は、競争入札の方法により行わなければならないこと。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に掲げる場合は、随意契約によることができること。この場合、同条同項第1号の規定にある「普通地方公共団体が定める額」とは、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10条）第72条各号に定める額にすること。
- (6) 民間事業者である補助事業者は、補助事業を遂行するため請負契約をする場合において、競争入札等に参加しようとする者に対し、環境省の機関又は地方公共団体から指名停止の措置を受けていない旨の申立書の提出を受けなければならないこと。
- (7) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付せることがあること。
- (8) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付せることがあること。
- (9) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付せることがあること。
- (10) この補助金の交付の目的を達することができなくなったときは、県は、補助金の

全部又は一部の返還を請求することができること。

- (11) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (12) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年から起算して5か年間保管しておかなければならないこと。
- (13) この補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (14) 事業主体が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
  - エ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - ク その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

#### （交付申請書）

- 第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、申請書様式の第1号様式のとおりとし、1部を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- なお、交付決定の変更を申請しようとする場合は、申請書様式の第1号様式の2によるものとする。
- 2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体については、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定による添付書類は、別表のとおりとする。

（変更の承認申請）

第5 第3の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、申請書様式の第2号様式による事業計画変更承認申請書及び添付書類1部を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第6 第3の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表に掲げる重要な変更以外の変更とする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第7 第3の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、申請書様式の第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書1部を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第8 第3の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第9 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して30日を経過した日とする。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第10 規則第10条の規定による報告は、申請書様式の第4号様式による状況報告書を作成し、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

ただし、第12の規定により概算払いの請求を行うものは、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

（実績報告書）

第11 規則第12条の規定による実績報告書は、申請書様式の第5号様式のとおりとし、その提出部数は、1部とする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、別表のとおりとする。

3 第1項の実績報告書の提出時期は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。

ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

4 第4第2項ただし書により交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

5 前項による報告は、申請書様式の第6号様式により第1項の実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

（概算払）

第12 概算払いによる補助金の交付を受けようとするものは、申請書様式の第7号様式による概算払請求書1部を知事に提出するものとする。

2 知事は、概算払いの請求があったときは内容を審査し、適當と認めるときは、概算払いすることができる。

（取得財産の処分の制限）

第13 規則第19条第4号に規定する知事が定める財産は、別表に掲げる事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

2 この要綱施行の際改正前の要綱の規定に基づき提出された書類は、この要綱の規定に基づき提出されたものとみなす。

3 この要綱は、平成30年4月1日に一部改正し、平成30年度の補助金から適用する。

4 この要綱は、令和3年4月1日に一部改正し、令和3年度の補助金から適用する。

5 この要綱は、令和4年4月1日に一部改正し、令和4年度の補助金から適用する。

## 別 表

- A - 1 自然環境整備交付金事業
- A - 2 環境保全施設整備交付金事業
- A - 3 自然環境を支える地域づくり事業
- B - 1 有害鳥獣捕獲対策事業
- B - 2 鳥獣生息環境調査事業
- B - 3 有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業

(別表)

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
A-1	自然環境整備交付金事業	市町村	国立公園において行われる施設の整備事業に要する経費	当該経費の50%以内	対象経費の相互間の増減	事業種目の変更	別記(自然環境整備交付金事業、環境保全施設整備交付金事業)の様式による。
			国定公園において行われる施設の整備事業に要する経費	当該経費の45%以内			
A-2	環境保全施設整備交付金事業	市町村	国立公園において行われる施設の長寿命化を主目的とする整備に要する経費	当該経費の50%以内	対象経費の相互間の増減	事業種目の変更	同上
			国定公園において行われる施設の長寿命化を主目的とする整備に要する経費	当該経費の45%以内			
A-3	自然環境を支える地域づくり事業	自然環境の保全に取り組んでいる団体	自然環境の保全に要する経費	・当該経費の50%以内 ・1年度20万円以内	対象経費の相互間の増減	事業種目の変更	自然環境を支える地域づくり事業実施要領(自然環境の保全活動、普及啓発活動への支援)の第1号様式(別記)による。
B-1	有害鳥獣捕獲対策事業	狩獵関係者等の組織する団体	有害鳥獣駆除事業に要する経費	当該経費の100%以内	対象経費の相互間の増減	事業種目の変更	別記(有害鳥獣捕獲対策鳥獣生息環境調査、有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業)の様式による。
B-2	鳥獣生息環境調査事業	野鳥保護関係者等の組織する団体	野鳥保護推進に関する事業に要する経費	当該経費の60%以内	対象経費の相互間の増減	事業種目の変更	同上
B-3	有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業	市町村	狩獵免許の新規取得等に要する次の経費 1 第1種銃獵免許の新規取得 又は獵銃の新規所持許可 2 ライフル銃の新規所持許可 3 射撃技術向上のためのライフル射撃場までの交通費	当該経費の50%以内 ただし、左記1及び2については、27,000円/人を上限 また、左記3については、5,000円/人を上限とする。	対象経費の相互間の増減	事業種目の変更	同上

# 申 請 書 の 様 式

- 第1号様式 【交付申請書】
- 第1号様式の2 【変更交付申請書】
- 第2号様式 【変更承認申請書】
- 第3号様式 【事業中止（廃止）承認申請書】
- 第4号様式 【事業遂行状況報告書】
- 第5号様式 【実績報告書】
- 第5号様式の2 【実績報告書】（県単事業等の場合）
- 第6号様式 【消費税等相当額報告書】
- 第7号様式 【概算払請求書】
- 第7号様式の2 【概算払請求内訳書】
- 第8号様式 【契約に係る指名停止に関する申立書】

第1号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事様

申請者  
住所  
氏名（名称）

年度 事業補助金交付申請書

このことについて、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 円  
2 事業の目的  
3 添付書類名  
(1)  
(2)

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1)責任者の所属部署・職名・氏名

(2)担当者の所属部署・職名・氏名

(3)連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

第1号様式の2

第 号

年 月 日

新潟県知事様

申請者

住所

氏名(名称)

年度

事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について下記のとおり変更して実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 交付申請額 变更前 円  
変更後 円

3 添付書類名

(1)

(2)

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1)責任者の所属部署・職名・氏名

(2)担当者の所属部署・職名・氏名

(3)連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注 関係書類は、変更の内容が容易に比較できるよう交付申請書に添付する書類の様式により、変更前の部分を上段に、変更後の部分を下段にそれぞれ記入すること。

第2号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事様

申請者

住所

氏名（名称）

年度 事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった標記事業について、次の理由により事業内容及び経費の配分の変更をしたいので、新潟県自然共生関係補助金交付要綱第5の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 添付書類名

（1）

（2）

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属部署・職名・氏名

（2）担当者の所属部署・職名・氏名

（3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 関係書類は、変更の内容が容易に比較できるよう交付申請書に添付する書類の様式により、変更前の部分を上段に、変更後の部分を下段にそれぞれ記入すること。

第3号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事様

申請者  
住所  
氏名（名称）

年度 事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった標記事業について、次の理由により事業の中止（廃止）をしたいので、新潟県自然共生関係補助金交付要綱第7の規定により申請します。

記

中止（廃止）の理由

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

第4号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事様

申請者  
住所  
氏名（名称）

年度 事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった標記事業について、年 月 日現在の事業遂行状況を新潟県自然共生関係補助金交付要綱第10の規定により報告します。

記

添付書類名

遂行状況報告書

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

第5号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者  
住所  
氏名(名称)

年度 事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金(変更)交付決定通知のあった標記  
事業は、 年 月 日完了したので新潟県補助金等交付規則第12条の規定  
によりその実績を報告します。

記

添付書類名

- 1
- 2
- 3
- 4

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1)責任者の所属部署・職名・氏名

(2)担当者の所属部署・職名・氏名

(3)連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

第5号様式の2（県単事業等の場合）

第 号  
年 月 日

新潟県知事様

申請者

住所

氏名（名称）

年度 事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金（変更）交付決定通知のあった標記事業は、 年 月 日完了したので新潟県補助金等交付規則第12条の規定によりその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を請求します。

記

添付書類名

- 1
- 2
- 3
- 4

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

第6号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者

住 所

氏名(名称)

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 事業について、新潟県自然共生関係補助金交付要綱第11第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

1	補助金の額の確定額( 年 月 日付け 第 号 )	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額( 3 - 2 )	金	円
5	添付書類名		
1			
2			

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

(注) 参考となる資料(3の金額の積算の内訳等)を添付すること。

第7号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事様

申請者  
住所  
氏名(名称)

年度 事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記事業について、新潟県自然共生関係補助金交付要綱第 12 第 1 項の規定により概算払を請求します。

記

1 概算払請求額 円  
2 添付書類名  
概算払請求内訳書

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等  
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注 添付書類は、概算払請求内訳書を添付すること。

第8号様式

第 号  
年 月 日

様

申 請 者  
住 所  
氏名（名称）

契約に係る指名停止に関する申立書

当社は、貴殿発注の 契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、環境省の機関又は地方公共団体から 契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申立てません。

注 には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

第7号様式の2

概 算 払 請 求 内 訳 書

事業

年 月 日現在

箇 所 名 (工 区)	県補助金 ( A )	補 助 金 中 9割相当額	既 受 領 額( B )		今 回 請 求 額( C )		残額( A ) - ( B + C )		備 考
			金 額	出来高	金 額	月 日 までの 出来高	金 額	月 日 までの予 定出来高	
	円	円	円	%	円	%	円	%	
計									

(注1) 作成年月日( 年 月 日現在 )は、請求書の日付と同日とすること。

(注2) 今回請求額( C )欄の月日は、請求日と同日又は請求日以前の日付とする。

(注3) 残額欄の予定出来高の月日は、工期の最終完成予定月日とする。

(注4) 出来高欄の計数については、小数点以下切り上げの正数で計上する。